

インターネット中継をご利用ください

本市議会では、本会議、予算・決算特別委員会、調査特別委員会のインターネット中継を実施しています。また、会議終了からおおむね5日後(土・日曜、祝・休日を除く)には、録画映像も公開しています。市議会ホームページから、ぜひご利用ください。

電子書籍版 さっぽろ市議会だより

電子書籍サイトやスマートフォンアプリで「さっぽろ市議会だより」をご覧いただけます。ぜひご利用ください。

掲載先

- マチイロ
- 札幌市電子図書館
- ホッカイドウイーブックス
- 北海道の広報まるごと検索くん

令和2年第2回定例会

審議日程

下表のとおり、5月28日から6月10日までの会期14日間で開かれ、各会派の代表質問は6月3日から2日間の予定です。

月日	審議日程	
5月28日(木)	本会議	招集日、市長提案説明など
6月3日(水)	本会議	代表質問
6月4日(木)	本会議	代表質問、議案付託
6月8日(月)		常任委員会
6月10日(水)	本会議	最終日

※日程などは変更する場合がありますので、事前にご確認ください。



政務活動費の収支報告書などを閲覧できます

市議会各会派に交付した令和元年度分の政務活動費について、収支報告書と領収書などの写しの閲覧が始まります(どなたでも閲覧できます)。

- 閲覧が可能となる日：6月1日(月)
- 閲覧可能日時：午前8時45分～午後5時15分
(土・日曜、祝・休日を除く)
- 閲覧場所：市役所本庁舎(中央区北1条西2丁目)
15階議会図書室



政務活動費とは?

地方自治法第100条第14項から第16項までの規定により制定された「札幌市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、札幌市議会における会派または所属議員が行う調査研究、研修、広報広聴、市民相談、要請陳情、会議への参加など、市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動ならびに市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として、議会における会派に対して、次のとおり交付されるものです。

- 対象
会派(所属議員が1人の場合を含む)
- 金額
月額40万円×各月における当該会派の所属議員数
- 交付方法
4月、7月、10月、1月にそれぞれ3カ月分を交付
※各会派は、毎年度その収入・支出の状況を支出の科目(使途)ごとに報告することになっています。
※年度末において残額があった場合は返還します。

《お問い合わせ》

議会事務局政策調査課 電話 (011) 211-3164

札幌市議会ホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/gikai/>

